

地区計画の届出について

地区内で建築行為等（増・改築等を含む）を行う場合には、地区計画に定められたルールに基づいて計画していただくことが必要です。

また、建築行為等に着手する日の30日前までに、大田区への届出を行ってください。

届出後に設計又は施行方法を変更しようとするときは、変更届出書（添付図書を含む）を提出してください。この場合も変更部分に係る行為を行う30日前までに変更届が必要です。

1 届出を必要とする行為

(1) 土地の区画形質の変更

- ①道路の新設、拡幅、廃止又は変更
- ②一団の土地を分割して二つ以上の宅地として利用するもの
- ③宅地以外の土地を宅地として利用するもの
- ④土地の切土、盛土

(2) 建築物の建築又は工作物の建設

建築物の新築、増築、改築、移転及び門、塀、よう壁、広告塔等を建設する場合

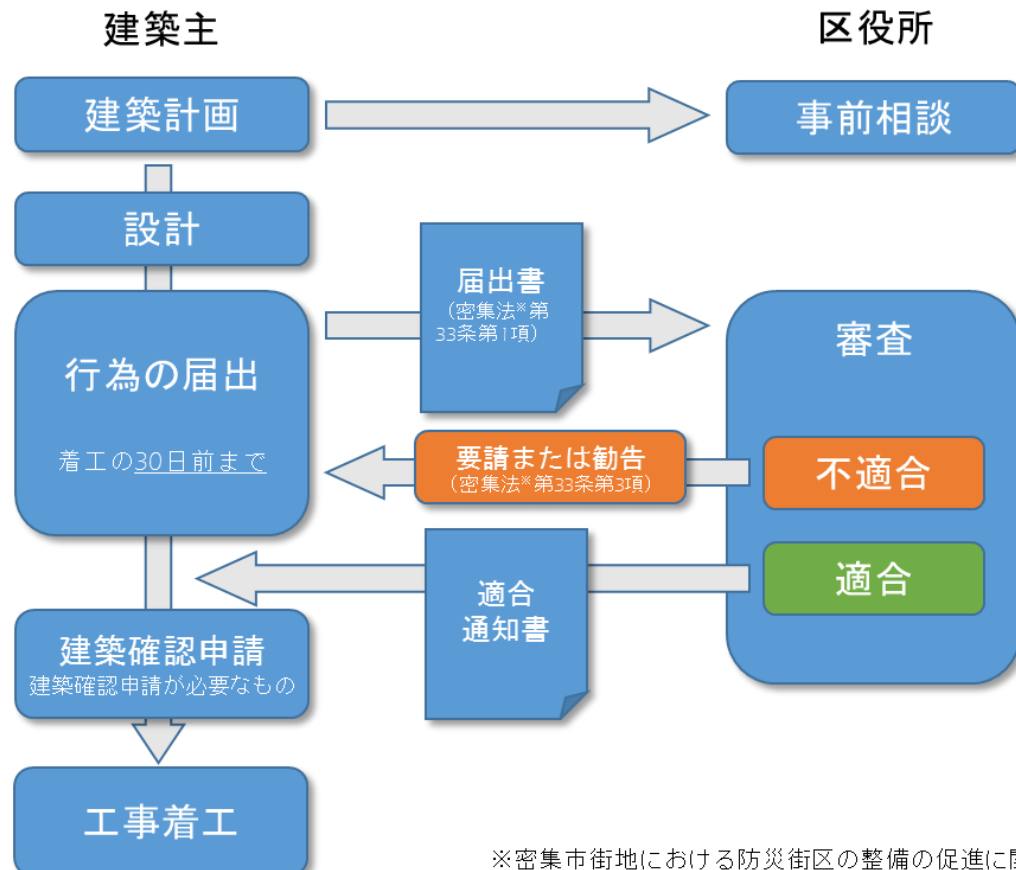
(3) 建築物等の用途の変更

住宅を店舗にしたり、車庫を倉庫にするなど、建築物の全部又は一部の使い方を変える場合など

(4) 建築物等の形態又は意匠の変更

建築物、門、塀その他の工作物の高さ、その他の寸法、形状、色彩を変える場合など

2 地区計画の届出の手続き



届出書の作成

届出書に必要な事項を記入し、図面等を添えて**2通**提出してください。

なお、図面等はA4判に折り込んでください。

内容を審査した後、防災街区整備地区計画に適合するものであることを示すものとして**適合通知書**をお渡しします。

届出に必要な書類

(1) 防災街区整備地区計画の区域内における行為の届出書

(2) 図面等関係図書（下表参照）

| | 行為の種別 | 図面 | 縮尺 | 備考 |
|---|----------------------------|-----|----------|---|
| ① | 土地の区画形質の変更 | 案内図 | 適宜 | 方位、道路及び目標となる地物等を表示。 |
| | | 区域図 | 1/1000以上 | 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示。 |
| | | 設計図 | 1/100以上 | 切土、盛土の範囲等を表示。 |
| ② | 建築物等の新築、改築、増築若しくは移転又は用途の変更 | 案内図 | 適宜 | 方位、道路及び目標となる地物等を表示。 |
| | | 配置図 | 1/100以上 | 敷地面積が判定できるもの。敷地内における建築物等の位置及び門、かき等の位置を表示。 |
| | | 断面図 | 1/50以上 | 二面以上。 |
| | | 立面図 | 1/50以上 | 二面以上。うち、一面以上に、 屋根及び外壁の色名の表示と着色 。 |
| ③ | 建築物の形態又は意匠の変更 | 案内図 | 適宜 | 方位、道路及び目標となる地物等を表示。 |
| | | 配置図 | 1/100以上 | 敷地面積の判定できるもの。敷地内における建築物等の位置及び門、かき等の位置を表示。 |
| | | 立面図 | 1/50以上 | 二面以上。うち、一面以上に、 屋根及び外壁の色名の表示と着色 。 |

(3) 届出チェックリスト

(4) 建築地番が確認できる資料（**公図の写し**など）

(5) その他必要な書類（必要に応じて**委任状**など）

【注意事項】

- 1 壁面後退距離（有効幅員）、屋根・外壁の色、垣又はさくの構造等、必要事項は適宜図面に記入すること。
- 2 届出書には、上記の図書及びその他参考となる事項を記載した図書を添付すること。
- 3 行為に着手する日の30日前までに正・副各一部ずつ提出する。
- 4 届出後に設計又は施行方法を変更しようとするときは、変更届出書（添付図書を含む）を正・副各一部ずつ提出する。